

1000万人超から2兆円を預かる巨大業界

冠婚葬祭 互助会の危機

契約者数は1000万人超、預かるカネは約2兆4000億円に上る冠婚葬祭互助会。消費者の苦情は毎年3000件超という問題業界でありながら、その経営は今まで厚いベールに包まれてきた。ずさんな管理体制、驚きの財務状況、監督官庁との蜜月ぶり等々、知られざる実態を明らかにする。

本誌・松本裕樹

Toshiaki Usami

「彼らがやっていることは詐欺行

だが、事実は違った。無料特典と言っていたのは、実は満期金への金利相当に当たる「割増サービス」のこと。この互助会では、満期まで払い込むと、その後は年利7%相当の「割増サービス」が受けられる契約だった。

その当日、Aさんは、父親が生前に加入していた大手冠婚葬祭互助会（以下、互助会）の担当者と葬儀の打ち合わせを行った。葬儀費用をできるだけ抑えたいと思っていたAさんに対し、担当者は、祭壇を無料で26万円分もグレードアップする上に26万円の棺も無料と言う。Aさんはありがたい話だと思っ

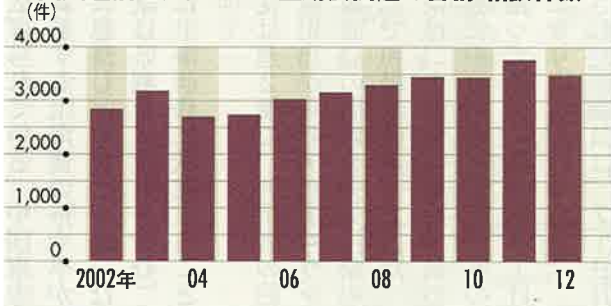
て、その当日、Aさんは、父親が生前に加入していた大手冠婚葬祭互助会（以下、互助会）の担当者

と葬儀の打ち合わせを行った。葬儀費用をできるだけ抑えたいと思っ

古 スクープ 冠婚葬祭互助会の2割が債務超過に陥っていた！

苦情は年間3000件超

国民生活センターへの互助会関連の苦情・相談件数



「為だ」とAさんは憤る。互助会をめぐるトラブルは実に多い。国民生活センターに寄せられた苦情・相談件数は毎年3000件前後にも上る（左図参照）。特に葬儀費用や解約をめぐるトラブルが多く、悪質な事例も少なくない（左ページ表参照）。

悪質な対応が頻発

「互助会問題を考える会」への最近の相談事例

「解約申請をしたところ、『なぜ解約をするのか』としつこく聞かれ、解約手続きをしてもらえず、今度、会社に来るように言われている」(埼玉県)

「父が他界した際に家族だけの簡素な葬儀を希望したが無視され、100万円超の葬儀になった」(京都府)

「A社の助言により、家族契約を含めた7口をすべて母親名義に変更。しかし、後日、葬儀の相談に行ったら、1人1口しか使えないと言われた」(兵庫県)

「解約申請をしたら初めて手数料がかかることを知った。そもそも約款をもらっておらず、手数料の説明も受けていない」(大阪府)

「解約申請をしたが何度連絡しても返事がなく、揚げ句、C社は解約書類を紛失した」(熊本県)

や結婚式などを行う事業のこと。割賦販売法における「前払い式特定取引業」で、経済産業大臣の許可事業だ。

互助会数は1986年の415社をピークに減り続け、現在は290社。一方で契約者が先払いする前受金の残高は年々上昇し、今では約2兆4000億円に上っている(下図参照)。前受金の上位企業は126社(表の通り)だ。契約者数の正確な数値はないが、1人平均で1.5口加入してい

る(某互助会社長)ということから、契約者は全国で約1600万人と推測される。

1兆円超といわれる葬儀市場において、互助会のシェアは50〜60%ともいわれており、専業の葬儀社や農協などを抑えて圧倒的な規模である。

団塊世代の結婚適齢期に式場建設で成長

互助会の歴史はそれほど古くはない。最初に設立されたのは戦後の48年。その後、生活の簡素化や合理化を進める「新生活運動」を背景に互助会という仕組みは全国に広まっていく。

そして、戦後の第1次ベビーブーム世代が結婚適齢期となる60年代から70年代にかけて、互助会は前受金を使って結婚式場を多数建設。施設増加が集客につながり、さらに多くの前受金で施設建設を行うという好循環で一気に成長していった。こうした中、かつての相互扶助を志した互助会業界は営利企業へと姿を変えていった。

一方、市場拡大と参入企業の増加で競争は激化。当時の互助会は無許可で設立できたことから、契約者を保護するため、72年に割賦

販売法が改正され、互助会も同法の適用を受けることになった。

この成長期において、目覚ましく事業を拡大する企業も現れた。

その代表は互助会に代理店販売方式を導入し、業界最大手となったベルコだ。

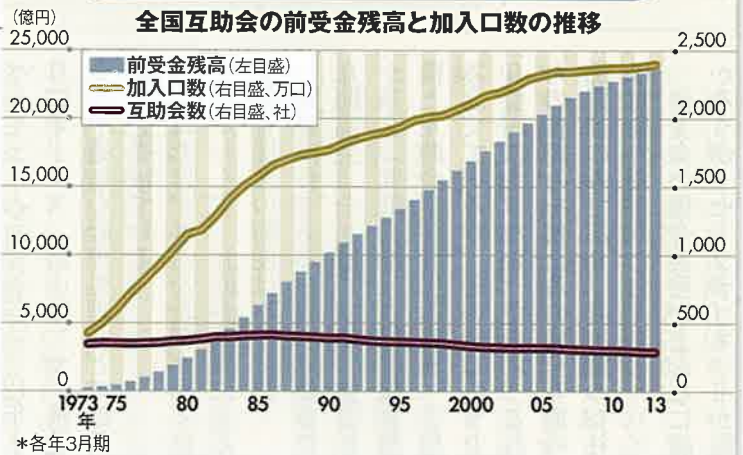
同社元社長の斉藤秀市氏(現みどり生命保険社長)の一族が経営する互助会各社の前受金の合計は約5000億円。また、これらの企業を中核とする親密企業から成る玉姫グループ各社の前受金の合計額は9000億円超と、業界全体の約4割を占めるに至っている(128頁図参照)。

かつての互助会経営者の羽振りには相当によかったようだ。九州の大手互助会サンレーを運営するサンレーグループ会長の佐久間進氏(当時はサンレー社長)は80年、某メディアで自らの私生活について赤裸々に語っている。

その記事によれば、佐久間氏の年収は3600万円、スーツは1着30万円、社用車はベンツとセンチュリー、時計はピアジェ、北九州に230坪の自宅の他、一人住

2兆4000億円の力ネを集める

全国互助会の前受金残高と加入口数の推移



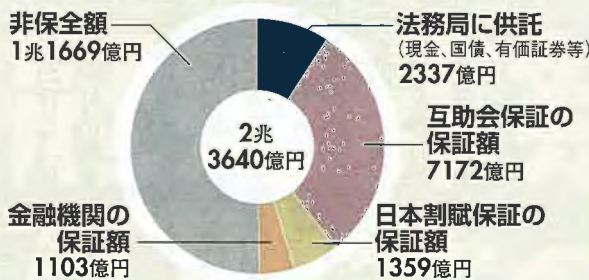
まい用に東京・六本木に3DKのマンションを購入したという。契約者の急増に伴い、互助会には多額の前受金が転がり込んだ。にもかかわらず、監督官庁である経産省は、その前受金の保全義務については極めて甘いままに放置し続けてきた。

現在、保全が義務づけられているのは前受金残高の50%にすぎない。さらに保全義務額は、保証会社に保証料を払えば、自ら保有する必要はない。

実際の前受金の保全状況は12

前受金の大半を事業資金に使用可能

前受金残高の保全状況の内訳



6ページ図の通りだ。互助会各社が契約者から預かる前受金残高は約2兆4000億円。しかし、現金や国債などで保全しているのはわずか2337億円で、残る2兆円以上のカネを事業資金に投じることが可能なのだ。

右肩成長に安住し 保全義務を強化せず 不正経理も横行

さらに驚くのは、これらの前受金の使い道には法律上の制限がないということだ。

その結果、「株投資をしたり、需

要がないのに大きな式場を造ったり、さらには乱脈経営もあり、経営に失敗する企業が出てきた」（藤島安之・互助会保証社長）。

実際、2003年8月に福島県のホテルはまつグループが多額のホテル投資に失敗して経営破綻。同グループの大手互助会であるアンサーズの契約者は約8万人に上り、当時、契約者の一部が本社に殺到する騒ぎも起きた。

「互助会経営者の中には、前受金を売り上げと錯覚している者も少なくない」（ある中堅互助会のトップ）という状態だ。

前受金の経理をめぐる不正も数多い。

大手互助会の元社員のBさんは、2000年前後に、前受金の不正処理に関わった過去を暴露する。「私が顧客管理システムの担当になったとき、本来の前受金額と会員台帳における前受金額が異なっていた。当時の前受金は約480億円のはずだったが、約30億円が経理帳簿から消えていた」

上司からの命令で、その帳尻を合わせることを強いられたBさんは、その後、不正を明らかにしようとして動きだす。

ところが、「互助会保証の幹部に不正を説明したが、うやむやに終わった。その後、経済産業局（当

上位20社で前受金の半分を占める

前受金残高ランキング

順位	社名	都道府県	前受金額 (億円)
1	ベルコ	大阪府	2,657
2	セレマ	京都府	1,237
3	日本セレモニー	山口県	775
4	アークベル	新潟県	573
5	愛知冠婚葬祭互助会	愛知県	543
6	互助センター友の会	東京都	525
7	117	兵庫県	477
8	くらしの友	東京都	460
9	名古屋冠婚葬祭互助会	愛知県	442
10	アルファクラブ武蔵野	埼玉県	415
11	京阪互助センター	大阪府	414
12	セルモ	熊本県	395
13	出雲殿互助会	愛知県	381
14	メモリード	長崎県	366
15	メモリード	群馬県	363
16	ユーアイ・ベルモニー	広島県	345
17	平安	兵庫県	337
18	オークス	富山県	318
19	ライフランド	千葉県	313
20	サン・ライフメンバーズ	神奈川県	311

*2012年3月末時点

時は通商産業局）を訪れて証拠資料と共に不正を説明したが、相手にしてくれなかった」。

結局、Bさんが経産省や各地の経済産業局、県知事など14カ所に証拠資料を送ったことで、ようやく経産省は立ち入り検査を実施。その後、この互助会は前受金の届け出額が約30億円不足しているとして改善命令を受けた。

こうした不正な経理はいまだな

くなってはいない。12年4月には大海商事（新潟県。現在はアークベルが引き受け）が、不適切な経理処理によって前受金の一部を会員台帳および会計帳簿から削除しているなどの理由で、経産省から改善命令が下された。この他にも11年4月にモリス・コ

ーポレーション（愛媛県。現在はベルモニーが引き受け）、12年1月にオークス（富山県）が、前受金の不適切な経理処理などで改善命令を受けている。

これだけでなく、互協があるにもかかわらず、互助会業界による契約者保護の制度は不十分だ。

業界団体である全日本冠婚葬祭互助協会（全互協）では、加盟社が基金（互助会加入者役務保証機構と互助会契約者保護機構）を積み立てているが、その額は約900億円にすぎない。さらに、これらの仕組みを使えるのは全互協の加盟社のみであり、非加盟の48社は対象外だ。

前受金の保全義務がどんなに緩

41社が債務超過!

債務超過企業一覧

社名	都道府県	純資産 (万円)	総資産 (万円)	売上高 (万円)	経常利益 (万円)	前受金残高 (万円)
京阪互助センター	大阪府	▲247,294	3,910,282	822,080	60,285	4,140,358
ベルモニー岡山	岡山県	▲246,833	99,008	14,707	6,729	358,823
東日本セレモニー	神奈川県	▲211,417	936,575	136,123	18,659	1,285,994
サンファミリー	岩手県	▲210,338	723,191	268,645	▲24,160	546,339
新大阪互助会	大阪府	▲199,695	2,585,948	656,243	6,647	2,505,103
セレモニー長崎	長崎県	▲145,262	700,094	61,769	4,773	1,052,835
メモリード	群馬県	▲109,807	4,090,406	1,303,543	21,980	3,628,178
ライムメンバーズ	群馬県	▲62,133	225,986	156,379	▲10,174	231,014
南愛知冠婚葬祭互助会	愛知県	▲44,998	222,946	100,597	1,570	263,099
ライフアンサーズ	福島県	▲44,180	1,119,463	386,952	54,473	984,762
全国新生互助会	東京都	▲43,688	786,694	21,554	12,256	933,247
徳島末広殿互助会	徳島県	▲21,351	48,170	11,071	1,691	63,644
サンセレモホールディングス	北海道	▲21,101	322,977	65,566	1,285	395,786
東都	東京都	▲18,020	123,280	3,166	▲114	145,873
サンセルモ	東京都	▲16,409	2,697,868	734,249	74,362	2,857,878
庄内互助センター	山形県	▲15,710	167,882	12,536	746	205,535
日本フェニックス	福岡県	▲14,837	812,700	164,396	10,170	858,008
ヒュー	兵庫県	▲13,312	201,993	3,643	7,332	139,559
東海互助会	愛知県	▲12,913	507,211	93,272	2,418	328,463
東濃冠婚葬祭	岐阜県	▲12,208	174,710	100,618	10,506	150,755
ぐんかん	群馬県	▲11,574	188,363	71,636	4,080	195,725
ファミリーラブ	山梨県	▲11,101	1,332,892	411,357	▲10,798	939,698
ベルベ	徳島県	▲10,375	833,663	247,735	13,622	716,515
東京互助会	東京都	▲8,475	20,381	5,842	▲1,090	30,284
愛	兵庫県	▲8,408	444,330	80,653	▲6,466	85,418
岐装会	岐阜県	▲6,587	58,911	25,888	2,125	40,408
山形中央冠婚葬祭互助会	山形県	▲6,378	74,075	11,125	3,578	87,230
日本セレモニー(広島)	広島県	▲4,893	845,447	66,710	12,750	849,425
リリーベル	福岡県	▲3,930	23,308	985	906	33,157
県央冠婚葬祭互助会	神奈川県	▲3,894	104,718	21,101	1,935	112,646
へいあんファミリー	山口県	▲3,176	302,811	19,396	8,411	318,524
コベックス	兵庫県	▲3,084	32,559	1,260	1,105	35,740
青森冠婚葬祭互助会	青森県	▲2,618	100,481	30,938	5,530	104,828
防長互助センター	山口県	▲2,515	44,684	2,197	2,074	46,827
長野県民互助会	長野県	▲2,242	13,206	2,957	986	18,079
中濃互助センター	岐阜県	▲2,112	51,194	37,399	2,784	28,284
ライフ	山形県	▲2,068	49,062	4,447	745	52,825
ハートフル	鹿児島県	▲729	103,496	39,219	1,625	100,188
神戸互助センター	兵庫県	▲720	9,329	1,183	▲218	9,592
岡山冠婚葬祭互助会	岡山県	▲601	51,043	2,112	1,214	50,939
市民互助センター	神奈川県	▲556	8,493	10,498	239	3,477

*前受金残高は2012年3月末時点。それ以外の数値は11~12年で各経済産業局に報告している最新の決算期のもの

弱だろが、事業が右肩上がりでも伸び続ける限り、問題は表面化しない。
だが、互助会を取り巻く経営環境は大きく変わり成長は鈍化して

いる。要因は大きく三つある。一つ目は葬儀単価の減少だ。少子高齢化や非婚化により冠婚部門は縮小。さらに死亡年齢が高齢化し、配偶者や喪主となる子ども

も高齢化した結果、家族や親族などの近親者に限った家族葬や、通夜・葬儀・告別式などを行わずに納棺と出棺をして火葬だけを行う直葬が増えている。

特に葬儀の小規模化はリーマンショックと前後して加速傾向にあり、「この6年間で1件当たりの会葬者数は約170人から80人にまで半減している」(相馬秀行・平安レイサービス社長)という状況が続く。

二つ目は消費者ニーズの変化だ。人口構造に加えて消費者意識の変化により、先述の家族葬や小規模葬など、葬式の形態は多様化しつつある。

しかし、互助会は契約から施行までの期間は決まっておらず、契約時に葬儀内容をあらかじめ決めることは難しい。

「基本セットよりも安い費用で葬儀をしたくても差額は返金してくれないし、解約しようにも高い手数料を取られてしまう。互助会の葬儀は基本セットで売っているのでも小規模葬には対応できない」(大手互助会の元最高幹部)のだ。

そして、三つ目は異業種参入などによる競争の激化である。

債務超過が2割初公開! 互助会の驚きの財務実態

繰り返しになるが、互助会各社が契約者から集めた前受金残高は実に約2兆4000億円に上る。

互助会の事業は契約から施行までの期間が長いので、互助会事業者には何よりも財務基盤の安全性確保が必要だ。しかし、互助会各社は財務情報をほとんど開示していない。

監督官庁である経産省も「法律上は情報開示の規定がない。業界に自主的な開示基準を作ってもらいたい。また議論はできていない」(商取引監督課)と、情報開示のルール化には消極的だ。

なぜ経産省は、かくもいいかげんな対応を行うのか。

その答えは明白だ。財務状況を明らかにしたら、互助会の財務基盤の脆さが白日の下にさらされてしまうからである。

経産省と業界がひた隠す互助会の財務実態を知るため、本誌は経産省に対して情報開示を請求。業界団体である全互協加盟全社(一部非加盟社も含む)の財務情報を、約8カ月かけて取得した。

なお、情報開示を拒否した企業は131社(表下の9社である。これらの企業には、およそ契約者のカネを預かっているという意識は皆無なのかもしれない。

情報開示の結果、互助会の財務状況が驚くほどひどいことが判明した。238社のうち、実に約2割に当たる41社が債務超過に陥っ

ていたのだ(127社参照)。

この41社の中には京阪互助センター、新大阪互助会、メモリード、サンセレモホールディングスなどの大手も含まれている。41社が契約者から預かる前受金の合計額は約2500億円にも上っている。

取得した財務情報を基に作成した経営健全度ランキングを、131社以降に掲載した。こちらをご参照いただきたい。経営実態を把握している経産省は最近、経営改善に乗り出し始めた。

経産省は10年度から15年度までの6年間の中期の立ち入り検査方針を設け、「純資産対前受金比率を0%以上に改善する」などの目標を課した。これにより、純資産がマイナスとなる債務超過の企業は、15年度までに債務超過を解消しなければなら

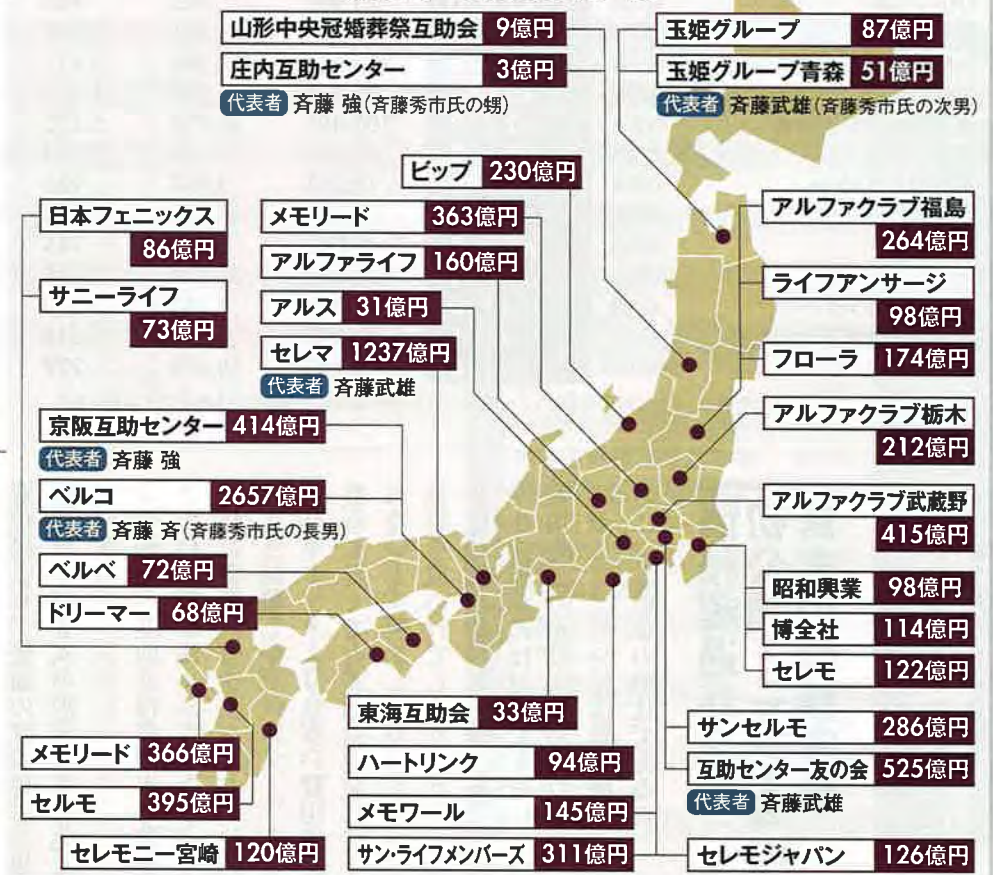
ない。

しかし、この経産省の対応は「何を今さら」である。

そもそも割賦販売法においては、「純資産が資本金または出資額を

前受金は9000億円超!

玉姫グループの主要企業一覧



下回る」と改善命令の対象となる。つまり、純資産が「資本金または出資額」どころか、0を下回る債務超過の企業は当然改善命令の対象となるはずなのだが、長らく放置されてきたのだ。

業界の規制はどうなっているのか。「保険業法では債務超過企業には業務停止命令が下され、経営者を当局が選ぶ保険管理人に変更し、破綻企業の受け皿企業を探して契約移転や合併をすることになる」(金融庁保険課)

契約者のカネで葬儀施設などを

造る互助会を、保険会社と一律に比べることはできないにせよ、監督官庁の取り組みにはこれほど大きな違いがある。

互助会への規制の緩さとの因果関係は定かではないが、互助会関連団体のトップには経産省出身者が実に多い。

例えば、互助会の前受金を保証する互助会保証は90年以降、7人が社長に就任しているが、そのうちの6人が経産省の出身だ。また、同じく保証会社の日本割賦保証の社長や全互協の専務理事なども皆経産省OBである。

長きにわたる業界との蜜月関係を打破し、どこまで業界にメスを入れられるか、監督官庁としての本気度が問われている。

セレマ裁判の 行方次第で 解約者が急増の恐れ

互助会の危機は現実には迫りつつある。

その引き金となりかねない一つは、互助会の解約手数料をめぐって争われている「セレマ裁判」だ。

解約手数料は1件数万円と、裁判を起こすほどの高額被害ではないため、これまで契約者が泣き寝入りするケースが多かった。

だが、07年6月に改正消費者契約法が施行され、一定の消費者団体（適格消費者団体）が業者に対して不当行為の差し止め請求をすることが可能となった。

こうした中、08年には京都の適格消費者団体らが大手互助会のセレマに対し、契約約款に定める解約手数料が高額であるとして、解約手数料規定の使用禁止を求めて提訴した。そして11年12月にセレマが敗訴。今年1月の大阪高等裁判所の判決でもセレマが敗訴した。現在、さらに厳しい判決を求めて適格消費者団体が最高裁判所へ上告受理申し立て中である。

大阪高裁判決に従って解約手数料を計算したのが130万[※]表だ。30万円コースを100回払いで契約した場合、従来の解約手数料は約4万円だが、これが約7000円にまで引き下がることになる。

セレマを含む多くの互助会では、全互協が定める標準約款に沿った解約手数料としている。すでに福岡や金沢で同様の裁判が起きており、訴訟を回避するため、今春以降、多くの互助会が解約手数料を引き下げ始めた。こうした中、今後、満期金の解約を求める契約者が増える可能性がある。

もう一つの頭の痛い問題が、所在不明の契約者への対応だ。

Interview

債務超過を解消できない 企業は撤退してもらう

藤島安之 ● 互助会保証社長



T.U.

互助会業界の環境は、

これまで堅調に成長してきたが、最近では新規会員の勧誘が難しくなってきた。前受金が減るのはしばらく先だが、いずれ会員数が頭打ちになると大変なことになる。それまでに体質強化が必要だ。

なぜ債務超過企業が多いのか。

互助会は零細事業からスタートして前受金で事業を行ってきた。互助会は保険と違って、規制が厳しくなかった。前受金には資産運用に制限がない故に株投資をしたり、需要がないのに大きな式場を造ったり、さらには乱脈経営もあり、経営に失敗する企業が出てきた。

その後は経済産業省、業界団体

互助会各社、当社などの努力により、経営は相当によくなってきた。

葬儀単価が下落する中、債務超過企業の経営改善は難しいのでは。

葬祭事業はまだまだもうかっている。互助会各社はすごい勢いで葬儀会館を建設している。

御社の契約先で赤字企業数は、

当社が契約する168社の1割が赤字だ。

債務超過企業には具体的にどのような指導を行っているのか。

利益を上げる。それが駄目なら増資しろ。それでも無理なら2015年までに事業を他社に譲って廃業する計画を出すよう指導している。

しかし事業を引き受ける企業が

現れない可能性もある。それはあり得ない。

なぜあり得ないといえるのか。

われわれが指導するからだ。

しかし御社と契約していない企業も多数ある。

それらの企業については業界団体や経産省などがきちんとやっつけていくだろう。

解約手数料が大幅減へ

大阪高裁判決による返金額シミュレーション

現行の解約手数料 (円)			
支払回数	払込合計額	解約手数料	返金額
1	3,000	17,700	0
7	21,000	19,200	1,800
50	150,000	29,950	120,050
100	300,000	42,450	257,550

大阪高裁判決の解約手数料			
支払回数	払込合計額	解約手数料	返金額
1	3,000	0	3,000
7	21,000	446	20,554
50	150,000	3,639	146,361
100	300,000	7,353	292,647

*月額3000円の100回払い契約(総額30万円コース)の場合

多くの互助会は最近まで、契約者に対して定期的な通知などをほとんど行っていない。そのため、契約者が満期に至る前に死亡等で積み立てを中断した「中断契約」や、満期後に契約が使われぬ

ままに死亡した「長寿契約」などの実態は全く把握できておらず、その数は相当数に上るともみられている。

中断契約や長寿契約について、経産省や国税庁は数年前から、収益として計上し、税金を払うように

求めている。

だが、税金を払おうにも、前受金として受け取った現金の多くは葬儀会館の建設などに投じられており、現預金や換金しやすい資産の額は限られている。今までは互助会の破綻がそれほど大

戦略的コスト削減、第1位は賃料削減!!!

倉庫、工場、社宅もすべての物件が対象です。

貴社の賃料は契約当時のままですか？

大手はもちろん、多くの企業では賃料の削減をコンサルティング会社に依頼しています。

賃料コスト削減ナビでは、100社以上あるコンサルティング会社の中から

厳選した優良会社を紹介いたします。



成功報酬のため、貴社の負担はゼロ!
現行賃料に関するご相談もお気軽に。

株式会社ビレクト

108-0023 東京都港区芝浦3-14-19 大成企業ビル6F

0120-870-240

www.chinryonavi.com

SEARCH

賃料コスト削減ナビ

きな社会問題とならなかったのは、経産省などの指導によって、破綻した互助会を他の互助会などが引き受け、契約者に被害が及ばないようにしてきたからだ。

破綻互助会を引き受けてこられた理由の一つは、葬儀施行時に高い追加費用を取れたことにある。

「互助会契約分は葬儀費用の3分の1ぐらいなので、破綻互助会の会員を引き受けても収支トントンでペイできる」(藤島・互助会保証社長)

しかし葬儀単価が下落する中、それも難しくなるだろう。

さらに先述の通り、15年度までの債務超過解消が不可避となった以上、破綻企業を業界内で引き受け続けるには限界がある。

「経営不振企業を15社引き受けて

きた」という大手互助会メモリーDの吉田茂視社長は「債務超過の解消が課された以上、今後は経営不振企業を引き受けられない」と本音を語る。

ある業界関係者はこう懸念する。「互助会の経営破綻によって、1社でも契約者への払戻金が減額される事態になれば、互助会の信用は失墜し、取りつけ騒ぎが起きかねない」

互助会は危機的な状況に陥りつつある。経産省は早急に財務情報を開示し、業績不振企業には厳しい改善策を講じさせるべきだろう。同時に割賦販売法で定められている前受金保全義務額の引き上げも検討すべきだ。今のまま業界を放置すれば、いずれ大きな社会問題になる可能性が高い。